省　令

○厚生労働省令第二十六号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の四並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四章　雑則	（新設）
（権限の委任）	
第三十五条　法第四十二条の六第一項の規定により、法第四十二条の四第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。	（新設）
2　法第四十二条の六第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第三百九十四号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）のうち、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの以外のものの使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。 一　使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては㈠及び㈡に規定する金額並びに㈢に規定する金額を一・一〇で除した金額（ただし、㈣の適用のある場合にあつては、その金額）とし、それ以外の航空機にあつては㈠、㈡及び㈣コに規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額並びに㈢に規定する金額（ただし、㈣アからケの適用のある場合にあつては、その金額）とする。） ㈠・㈡　（略） ㈢　保安料 ア　離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に五百五十円の料金率を適用して計算して得た金額とする。 イ　（略） ㈣　（略） 二・三　（略）	国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）のうち、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの以外のものの使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。 一　使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては㈠及び㈡に規定する金額並びに㈢に規定する金額を一・一〇で除した金額（ただし、㈣の適用のある場合にあつては、その金額）とし、それ以外の航空機にあつては㈠、㈡及び㈣コに規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額並びに㈢に規定する金額（ただし、㈣アからケの適用のある場合にあつては、その金額）とする。） ㈠・㈡　（略） ㈢　保安料 ア　離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に二百五十円の料金率を適用して計算して得た金額とする。 イ　（略） ㈣　（略） 二・三　（略）

○国土交通省告示第三百九十五号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第十六条の規定に基づき、船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示

船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件（昭和二十四年運輸省告示第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。